平成25年度国民健康保険税 税率改定のお知らせ

間 保険医療課国民健康保険係内2172

急速な高齢化や1人当たり医療費の増加などの要因により、町国民健康保険における医療給付費は年々増加の一 途をたどり、町国保運営は極めて厳しい状況となっています。

これは伊奈町に限らず全国的なものとなっており、増加し続ける医療費等に見合った税率に改定しなければ、医 療給付費を支払うことが困難となります。

このような事情を鑑み、加入者の皆様に安心して医療を受けていただけるよう、今回やむなく税率の改定を行い、 合わせて、税の軽減割合を拡充いたしました。 (表参照)

加入者の皆様にはご負担をいただくこととなりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

国民健康保険税の税率表

区分		改定前	改定後
医療分	所得割額	6.60%	7.20%
	資産割額	27.0%	27.0%
	均等割額	11,400円	14,400円
	平等割額	15,600円	19,200円
	賦課限度額	470,000円	500,000円
支後 援期 分	所得割額	1.50%	1.90%
	均等割額	5,400円	7,800円
	賦課限度額	120,000円	130,000円
介護分	所得割額	0.95%	1.30%
	均等割額	9,000円	9,600円
	賦課限度額	90,000円	100,000円

は、加入されている方全員に課税されます。 は、40歳~64歳の加入されている方に課税されます。

国民健康保険税軽減制度の改定について

保険税は、世帯の収入や人数等により課税されます が、25年度より低所得者世帯に対する平等割額(世帯 割)と均等割額(人数割)の軽減割合を変更しました。

世帯主・国保被保険者・特定同	軽減割合	
一世帯所属者の合計所得金額	改定前	改定後
330,000円以下のとき	6 割	7 割
330,000円 + 245,000円 ×(世帯主 を除く被保険者数 + 特定同一世 帯所属者)以下のとき	4 割	5 割
330,000円 + 350,000円×(被保険者数 + 特定同一世帯所属者)以下のとき	-	2 割

所得税(住民税)の未申告者がいる世帯は、上の表 に該当しても、国保税の軽減は受けられません。必 ず町税務課で申告を済ませるようにしてください。 特定同一世帯とは、75歳以上で後期高齢者医療制度 へ移行し、国民健康保険の加入者ではなくなったも のの、引き続きその方が同じ世帯に属する世帯をい います。

25年度の税額の算出方法

国民健康保険税は、左表の項目の合計額により算出さ

-つの世帯における加入者が複数の場合には、それぞ れ計算した合計金額が世帯主に課税されます。

世帯主が町国民健康保険に加入していない場合でも、 地方税法の規定により、世帯主が納税義務者(擬制世 帯主)となります。

ただし、その場合の世帯主の保険税は算定されません。

夫66歳、妻63歳の2人世帯

具体例 夫の年金収入240万円、25年度固定資産税額50,000円 年金収入240万円 所得に換算すると120万円

医療分 加入者全員が対象

四次月 加入日子女公 2030				
所得割	所得	控除額	税率	税額
	1,200,000	330,000	7.20%	62,640
資産割	基準税額		税率	税額
	50,000		27.0%	13,500
均等割	人数		1 人当たり	税額
	2		14,400	28,800
平等割	世帯数		1 世帯当たり	税額
	1		19,200	19,200
			医療分合計	税額
			(百円未満切捨)	124 100

後期支援分 加入者全員が対象

所得割	所得	控除額	税率等	税額
	1,200,000	330,000	1.90%	16,530
均等割	人数		1人当たり	税額
	2		7,800	15,600
			後期分合計	税額
			(百円未満切捨)	32,100

介護分 40歳~64歳までの方のみが対象

71 11275 70100 701000 701000				
所得割	所得	控除額	税率等	税額
门行割	0	330,000	1.30%	1 0
均等割	人数		1人当たり	税額
	1		9,600	2 9,600
1 対象となる妻には収入がないので、所得割は 0 2 妻の年齢が63歳なので、該当は妻のみ		介護分合計	税額	
2 安切千畝	(13.00) King-of-OD C ()	x=16500	(百円未満切捨)	9,600

25年度の国民健康保険税額(+++)

納税通知書は7月上旬に発送します(納期全8回)

うえで「受給者証」を発行し 使用のもの)を持参のうえ、 指定医療機関独自の人間ドッ てください。 申請書受付後に 保険医療課で申請手続きをし 予約金の領収書と印鑑 (朱肉 1回2万円を限度とします。 「対象者の条件」を確認した 指定人間ドック検診または

医療機関名

伊奈中央病院

内田クリニック

伊奈病院

希望病院

今成医院

補助金額

年以上居住している方 伊奈町に住民登録をし、 ていない方 町税および保険料を滞納し 30歳以上の方

電話番号

721 - 3022

721 - 3692

723 - 0855

728 - 9296

723 - 8280

補助金交付の条件

る人が、補助金の交付を受け 次のすべての条件に該当す

ることができます。

申し出てください。 を利用することを、 みの際は「補助金交付制度」 お問い合わせください。 保険医療課例2173

ください。

の窓口に受給者証を提出して 検診日に医療機関

平成25年度

人間ドック検診実施医療機関

寿4 - 43

小室9419

小室3170

桶川市・北本市の実施医療機関については、お問い合わせください。

内宿台5 - 4

小室2469 - 2

所在地

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療の被保険者の方の平 成25年度後期高齢者医療保険料の納め 方と通知の時期は次のとおりです。

すでに年金からの天引きが始まっている方 4月、6月、8月の年金からも2月の年金天引き 額と同額の保険料が天引きされます。

平成25年度後期高齢者医療保険料特別徴収開始通 知書が届いた方

お知らせした額で4月、または6月の年金から天 引きが開始されます。

上記以外の方

7月に納入通知書を送付します。納期は7月末か ら来年2月末までの各月(8回)となります。また、 年度途中に75歳に到達した方や町外から転入して来 た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付しま す。

と の方にも 7 月に後期高齢者医療保険 (注意) 料額決定通知を送付いたしますので、改めて保険料 額の確認をお願いします。

間 保険医療課医療係例2175

人間ドック検診の受診方法

医療保険加入者に対し

検診の申込方法

左表の検診実施医療機関に

険および

後期高

齢者

町国 民

健

て人間ドッ

ク検診

指定人間ドック検診を受けるか医療機関 独自の人間ドック検診を受けるか決めて ください。

人間ドック検診補助金制度を利用するこ とを受診する医療機関に告げたうえでお 申し込みください。

医療機関の窓口で、予約金を支払い、予 約金の領収書を受け取ります。

保険医療課の窓口で補助申請をし、 給者証」を受け取ります。

予約金領収書と印鑑(朱肉使用のもの) を持参してください。

各医療機関で予約した検診日時に「受給 者証」を持参のうえ受診してください。 個人負担額、受給者証を忘れずにお持 ちください。